平成14年3月8日 条例第10号 改正 平成15年3月14日条例第19号 平成19年3月20日条例第21号 平成20年9月4日条例第27号 平成24年12月18日条例第38号 平成25年3月7日条例第12号 令和5年11月30日条例第37号

藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に 基づき、藤岡市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員 に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

- 第2条 政務活動費は、藤岡市議会議員(以下「議員」という。)に対し交付する。 (交付額及び交付の方法)
- 第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員からの申請に対し、月 額2万円を申請のあった日の属する月から当該年度末月までの月数を乗じて得た額を年額で交付 する。
- 2 政務活動費は、議員の請求により年1回交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が 満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分 (その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月 分の政務活動費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなった場合は、議員 でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費 を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種 会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の 増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付す る。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。 (収支報告書の提出)
- 第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、藤岡市議会政務活動費収支報告書(別記様式)により、 領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議 長に提出しなければならない。
- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

- 第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の 総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控 除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。 (収支報告書の保存及び公開)
- 第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 前項の収支報告書の公開に関しては、藤岡市情報公開条例(平成10年条例第29号)の規定によるものとする。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。 (政務活動費の額の端数処理)

第10条 政務活動費の額の計算に際して、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で 定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第4条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律 第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から、第2条の規定は公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 第3条の規定による改正後の藤岡市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の藤岡市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に
	関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研
	修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴
	取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等への議員の参加
	に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

			年	月	日
	年	度藤岡市議会	会政務活動費収支報告書		
藤岡市議会					
議長	様				
			議員名	ı	印
	務活動費の交付 女務活動費収支		例第6条第1項の規定により 出します。	、下記のと	おり
1 収 入					
政務活動費	<u>金</u>	円			
2 支 出					
<i>a</i>		den		(単位:	円)
科目	金	額	備	考	
調査研究費					
研修 費 広報 費					
広 聴 費					
要請·陳情活動費					
会 議 費					
資料作成費					
資料購入費					
人 件 費					
事 務 所 費					
合 計					
		ш			